

京都府人権尊重の共生社会づくり施策推進計画（仮称）【中間案】について

1 計画策定の趣旨

令和3年3月に改定した「京都府人権教育・啓発推進計画（第2次：改定版）（計画期間；令和8年3月まで）」を基本的指針として、人権教育・啓発の取組を推進してきたところであるが、国際化、情報化等の社会の変化に伴い、インターネット上の人権侵害など、誰もが加害者にも被害者にもなり得る状況の中で、本年3月制定の「京都府人権尊重の共生社会づくり条例」に基づき、一人ひとりの尊厳と人権が尊重される共生社会の実現に向け、人権教育・啓発に関する施策を総合的かつ計画的に実施・展開するための計画として策定を行う。

2 計画（中間案）の概要

（1）計画期間

令和8年4月から令和18年3月までの10年間

（2）目指す将来像

「京都府総合計画」に掲げる「誰もが生き生きと暮らし、幸せを感じできる、『人と地域の絆を大切にする共生の京都府』の実現」に向けて、人権尊重の共生社会づくり施策を推進することにより、人権という普遍的文化を京都府において構築

（3）位置づけ

- ・京都府総合計画に掲げた「人と地域の絆を大切にする共生の京都府」の実現に向けた、人権教育・啓発の推進及び相談体制の整備に関する施策の基本的指針
- ・「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき京都府が今後実施する人権教育・啓発の推進に関する基本方針を明らかにし、施策の方向性を示すもの

（4）人権問題への施策展開の方向・重点取組

①課題横断的な人権問題に対する取組（社会情勢の変化等への対応）の強化

- ・インターネット社会における人権の尊重
- ・感染症発生時における人権の尊重
- ・個人情報の保護
- ・安心して働ける職場環境の推進
- ・自殺対策の推進
- ・災害時における人権の尊重

②「すべての人が人権の享有主体である」との認識を深める人権教育・啓発の推進

- ・あらゆる場・機会を通じた人権教育・啓発の推進
- ・人権に特に関係する職務従事者に対する研修等の推進

③効果的な手法による人権教育・啓発の推進

- ・指導者の養成
- ・人権教育・啓発資料等の整備
- ・調査・研究成果の活用

④相談体制の整備

- ・様々な相談窓口とその相互連携
- ・相談窓口の周知及び工夫